

## 計画の仕組み

### 基本理念 人権の尊重と男女平等の実現

計画全体に基本理念を行き渡らせるために重要な5つの視点を設定しました。

基

#### ①男女の人権の尊重

家庭生活や地域生活、また労働など社会のあらゆる分野における参加・参画は、男女いずれにとっても大切な人権のひとつです。これらが、男女の別によって妨げられたり、差別されたりすることがないように社会環境及び条件整備を進めます。

本

#### ②自立した個人の確立(エンパワーメント)

男女がともに参画して社会をつくる主体となるためには、自ら意識を高め、経済的・社会的及び文化的に力をもった存在となり(エンパワーメント)、互いに自立することが大切です。今まで、女性は経済的な自立や社会とのかかわりの中で意思決定過程への参画や責任遂行といった社会的な自立が遅れ、男性については、家事を中心とした生活に関する自立が遅れてきました。自立した個人としての男女の確立を目指して、いずれの性にも目配りした環境整備を実現します。

構

#### ③パートナーシップの確立

家庭、地域、労働、教育、福祉など、あらゆる分野における共同参画を推進するために、女性と男性、市民と行政、家庭と地域、学校と地域などといった、さまざまなネットワークづくりと、互いに対等に協力・支援し合えるパートナーシップの確立を目指します。

想

#### ④間接差別の解消、撤廃

これまでの「平等」は、機会の平等のみを保障し、結果の平等を保障しない形式的なものでした。例えば、雇用条件が「男女を問わない」となっているにもかかわらず実際採用されるのは男性だけであるなど、直接的ではない間接的なかたちでの性差別が存在するのです。本プランでは、こうした間接的な差別も差別として認識し、その解消と撤廃をも視野に含めます。

#### ⑤積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

これまでの社会構造的差別によって、現在不利益をこうむっている集団に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的な機会と結果の均等の実現を目的とした措置のことを、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)といいます。本プランでは、効果的かつ早期の男女平等の実現を目指すため、この積極的改善措置を施策推進の視点として取り入れます。

基

本

計

画

#### 4つの基本目標

- ①男女の人権を尊重する意識を高めます
- ②すべての男女が豊かで安心して暮らせる社会の仕組みをつくりま
- ③誰もがあらゆる分野に当たり前に参画できるまちにします
- ④男女平等を着実に推進する体制をつくりま

#### 11の課題

#### 30の取り組み(市民)

#### 27の施策(行政)

#### 個々の事業

#### 28の指標